

(令和6年7月1日現在適用中)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域農業応援資金</li> </ul>		
2. ご融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>J Aの組合員で個人の方。</li> <li>J Aの組合員で組織する団体、法人。</li> </ul> <p>※ J Aの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員とすることができます。</p>		
3. 資金用途 およびご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>下表のとおりとなります。</li> </ul>		
	資金の種類	資金用途	貸出期間
	農業用地資金	農業用地の取得、改良、造成に必要とする資金	25年以内 (うち据置期間3年以内)
	農業施設資金	農業用構築物の取得、改良に必要とする資金	
	農業機械購入資金	農業用機械器具の取得に必要とする資金	7年以内 (うち据置期間2年以内)
	発電・蓄電設備購入資金	発電・蓄電設備器具の取得に必要とする資金	15年以内 (うち据置期間3年以内)
	その他資金	耐用年数が長期に渡るものの取得に必要とする資金	25年以内(減価償却の範囲内)
	運転資金	経営を行うにあたり必要とする資金	5年以内
借換資金	他金融機関(農機クレジットを含む)の設備資金の借換え	当初借入期間の残存期間内	
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の100%以内かつ2億円未満(1万円単位)</li> </ul> <p>※ 福井県農業信用基金協会保証(追認方式)によるお借入れの場合は、1,000万円以内(1万円単位)</p>		
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>J A所定の利率</li> </ul>		
6. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のご融資利率につきましては、J A窓口までお問い合わせください。</li> </ul>		
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>証書借入の場合 元利均等返済または元金均等返済とし、毎月返済、年1回または年2回返済からお選びいただけます。</li> <li>手形借入の場合 期日一括返済とし、利息はご融資時に一括でお支払いいただきます。</li> </ul>		
8. 担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要ありません。</li> </ul> <p>※ 保証機関の審査、ご融資条件によっては、担保が必要となる場合がございます。</p>		

<p>9. 保証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証書借入の場合は、原則として福井県農業信用基金協会の保証、手形借入の場合は個人保証が必要となります。</li> <li>・法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</li> <li>・法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</li> <li>・「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</li> <li>・連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>【法人の場合】                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> </li> <li>【法人以外の場合】                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限ります。</li> </ul>
<p>10. 保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料を一括でお支払いいただきます。</li> <li>・上記一括払いのほかに、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただく分割後払いもお選びいただくことができます。</li> <li>・個人保証の場合、保証料はいただきません。</li> </ul>
<p>11. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途JA所定の手数料が必要となります。</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</li> </ul>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、別途JA所定の手数料が必要です。</li> <li>・ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

・ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問い合わせください。